

令和 8 年 4 月 1 日採用 太子町会計年度任用職員 募集要項

1 募集職種、必要資格等

職 種	臨時図書館司書
人 員	2 名
資格要件	司書資格を有する者。(住所は町内外問いません) ※ 地方公務員法第 16 条（欠格事項）各号のいずれかに該当する人は、受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 太子町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
職務内容	図書の整理（書誌データの入力・装備等）、図書の貸出・返却、移動図書館運営（20 kg の図書箱の運搬を含む）、児童奉仕（絵本の読み聞かせ・ストーリーテリング）、図書館報の書評等執筆、掃除等
勤務場所	太子町立図書館

2 申込方法・受付期間

申 込 先	太子町立図書館（Tel 079-277-1580） 〒671-1561 兵庫県揖保郡太子町鵜 1310-7
申込方法	市販の履歴書に写真を貼って提出してください。 ※ 職種を履歴書の上部余白に <u>赤文字</u> で明記してください。 ※ 複数の職種を希望する場合は、優先順位を各履歴書に記入してください。
受付期間	令和 8 年 1 月 26 日(月)～2 月 6 日(金) 午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分（ただし、火曜日は除きます） ※ 郵送の場合は、期間内必着

3 選考日・選考場所

選 考 日	令和 8 年 2 月 16 日（月）（詳細については、申込者に別途通知）
選考場所	太子町役場（太子町鵜 280-1）

4 選考方法・選考結果

選考方法	書類審査のうえ、合格者に対して個別面接を実施します。
選考結果	3 月 9 日頃までに受験者全員に個人通知予定。

5 任用期間

任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（令和 8 年度） ※ 任用開始後 1 か月間は、条件付採用期間（有給）とし、著しく公務の能率が低下する場合は、任用を打ち切る場合があります。 ※ 任用は原則 1 年ごとですが、翌年度も再度本職が設置された場合において、勤務成績を基に再度任用される場合があります。また、必要に応じて一般公募を行うことがあります。再度の受験により任用された場合は継続勤務をすることが可能であり、通算年数に係る上限等はありません。
------	--

6 報酬・勤務時間等（町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めによる）

時間給	1,280 円～1,319 円（前歴等により決定します） ※ 令和 9 年度に再度任用された場合は昇給があります
期末手当	町条例等の定めによる ※ 週の平均勤務時間が 15.5 時間以上である場合に支給 【例】令和 8 年度：6 月と 12 月に給料の 1.2625 月分（採用初年度の 6 月は 30%）
勤勉手当	町条例等の定めによる ※ 週の平均勤務時間が 15.5 時間以上である場合に支給 【例】令和 8 年度：未定 【実績】令和 7 年度：6 月と 12 月に給料の 1.01 月分（採用初年度の 6 月は 55%）
その他手当	町条例等の定めにより別途支給される場合があります。
勤務時間	●水曜日から月曜日の図書館開館日における、週 29 時間 ・午前 9 時 15 分から午後 6 時の間で、実働 5 時間 45 分～7 時間 45 分（休憩 60 分） ・館内整理日と特別整理期間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間で、実働 5 時間 45 分～7 時間 45 分（休憩 60 分） ・金曜日は夜間開館にともない、午前 11 時 15 分から午後 8 時までの勤務あり ●祝日勤務あり ●勤務日は前月 25 日までに別途勤務表で指定します
休 暇	年次休暇：令和 8 年度 58 時間 特別休暇：忌引休暇 等
保 険	健康保険・厚生年金・雇用保険・非常勤職員公務災害補償保険加入
交通費等	自宅から勤務場所までの距離が 2km 以上の場合、町規定に基づき交通費を支給。なお、自動車通勤は、駐車場の規模を考慮し 3km 以上の場合のみ可としています。

* 時間給及び期末・勤勉手当は、令和 8 年 4 月時点の予定で給与改正により変動する場合あり。

7 服務関係

適用規定	地方公務員法（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となることがあります。また、営利企業への従事等（副業）の制限は適用除外となりますが、職務専念義務との兼ね合いから、本業務への影響がない程度での従事を原則とします。
------	---